

■2024 年度 S 日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験
法律科目試験「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

在外国民に最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めない国民審査法が憲法 15 条 1 項、79 条 2 項、3 項等に違反するとした最大判 2022（令和 4）年 5 月 25 日を素材とした。

〔設問 1〕前段は、国民審査の性格に関する任命承認（完成）説と解職制度説との対立を踏まえ、任命の承認と解することの不合理な点（任命後、国民審査を経ずに職務を行いうること、任命後 10 年後にも国民審査に付されること〈憲法 79 条 2 項〉など）の指摘を求めるものである。

〔設問 1〕後段は、在外国民選挙権事件判決で示された選挙権制限に関する判断基準（「国民の選挙権又はその行使の制限は、そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条ただし書に違反する」）を国民審査に適用し、自書式投票方式によっても国民審査の公正を確保することができることを指摘して憲法違反の結論を導くよう求めるものである。

〔設問 2〕は、立法行為に対する国家賠償請求について、国会議員の立法行為又は立法不作為が国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したかどうかの問題であって、当該立法の内容又は立法不作為の違憲性の問題とは区別されるとの前提を踏まえた上で、「立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合などには、例外的に、国会議員の立法行為又は立法不作為は、国家賠償法 1 条 1 項の規定の適用上、違法の評価を受ける」との在外国民選挙権事件判決の基準を当てはめて国家賠償請求の可否を論ずることになる。

以 上